

平成28年2月26日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成28年1月分)について

平成28年1月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成28年1月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。
これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成28年1月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成27年度に発生した事務処理誤りが40件、平成26年度が18件、平成25年度が8件、平成24年度以前が191件、合計257件（市区町村において発生した3件、委託業者等が発生させた12件を含む）となっています。そのうち事案の概要が公表可能な243件について日本年金機構HPに掲載しています。

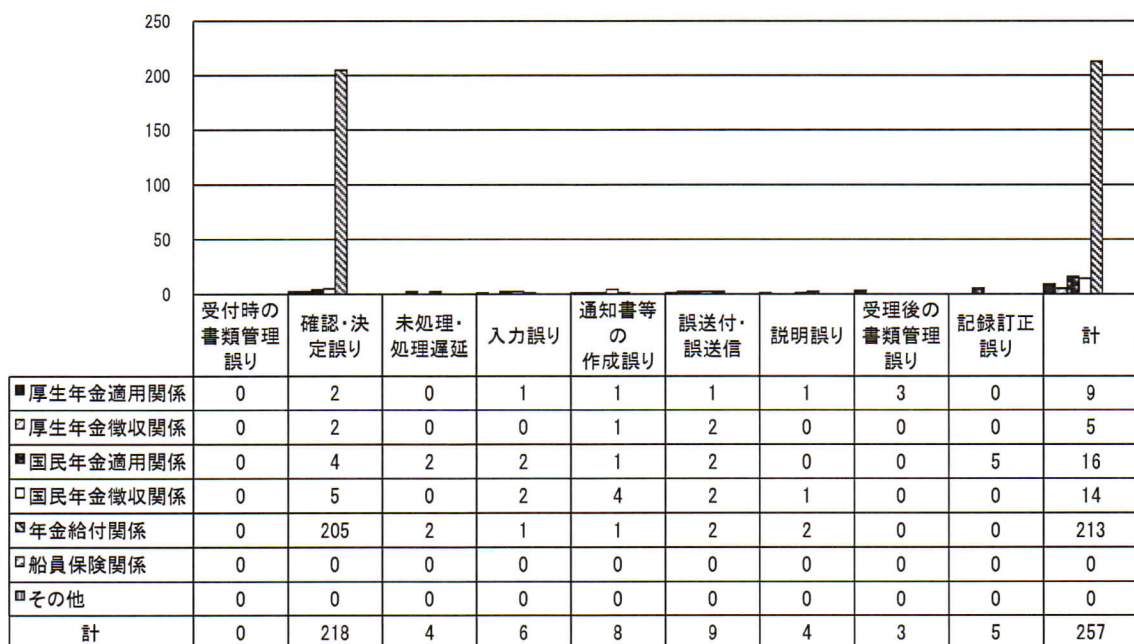
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
件数	177	6	2	2	3	0 (1)	7 (1)	16 (2)	29 (11)	242 (15)
割合	68.9%	2.3%	0.8%	0.8%	1.2%	0.4%	3.1%	7.0%	15.6%	100.0%

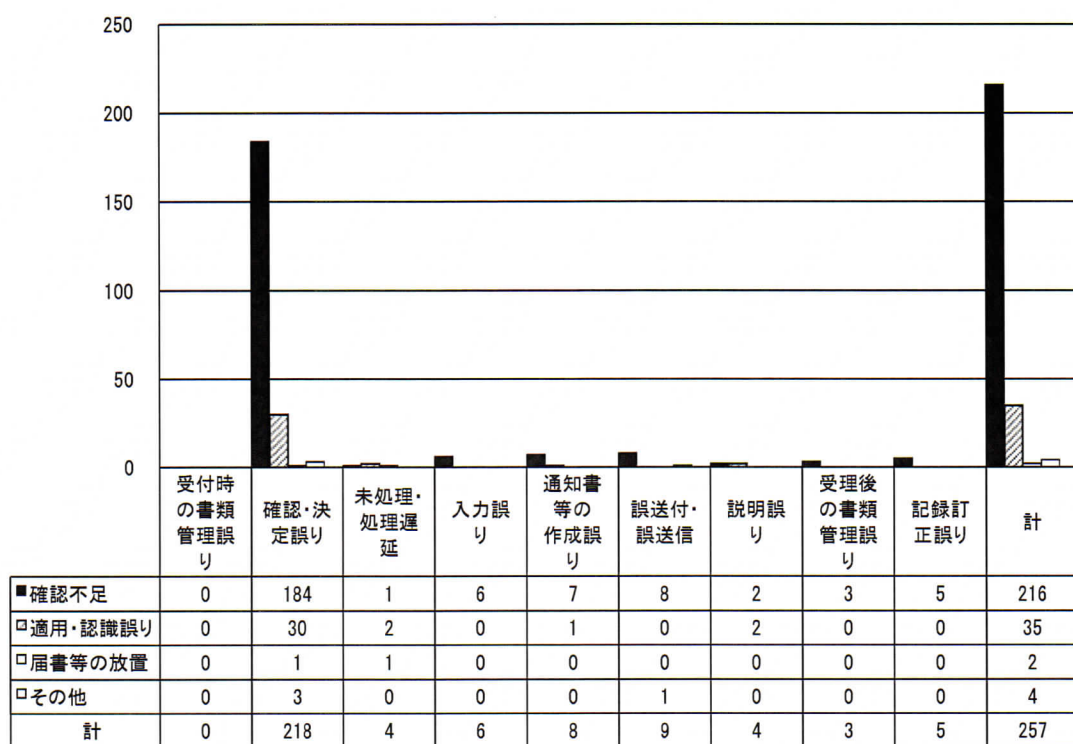
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

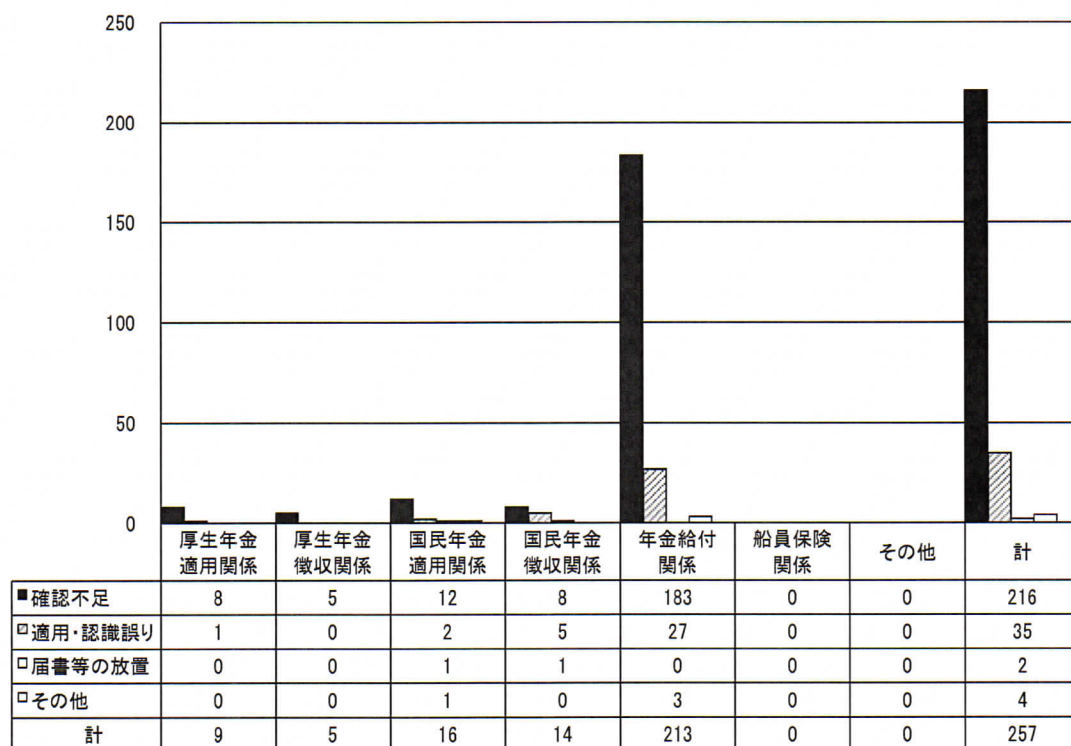
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



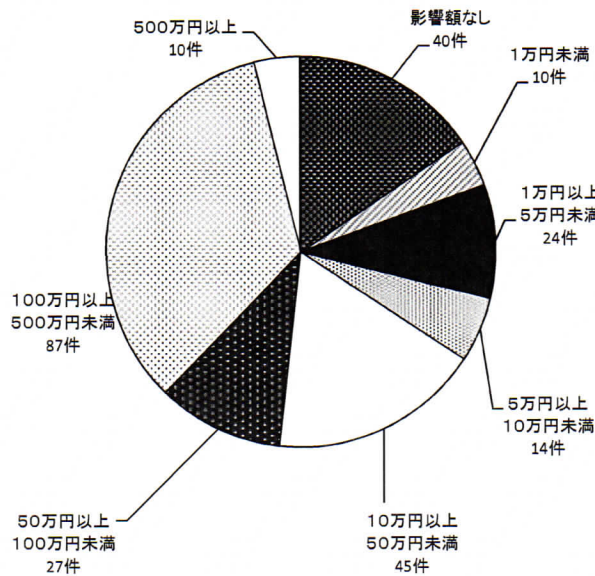
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

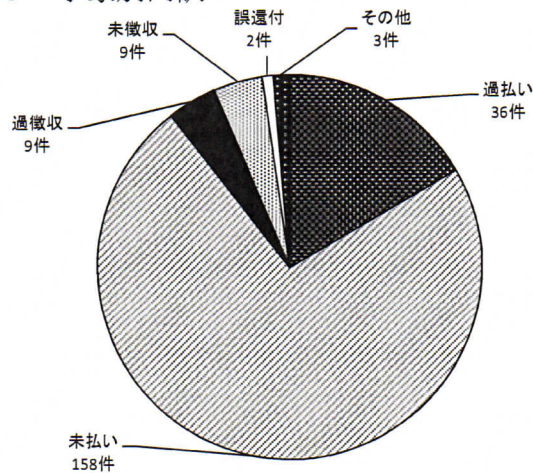


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	5	3	9	6	17	0	0	40
1万円未満	0	0	2	0	8	0	0	10
1万円以上 5万円未満	0	0	4	5	15	0	0	24
5万円以上 10万円未満	0	1	0	1	12	0	0	14
10万円以上 50万円未満	1	0	1	2	41	0	0	45
50万円以上 100万円未満	0	0	0	0	27	0	0	27
100万円以上 500万円未満	3	1	0	0	83	0	0	87
500万円以上	0	0	0	0	10	0	0	10
計	9	5	16	14	213	0	0	257

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	36件	47,355,867	1,315,440
未払い	158件	286,112,579	1,810,839
過徴収	9件	4,109,010	456,556
未徴収	9件	3,278,719	364,302
誤還付	2件	90,500	45,250
その他	3件	3,053,465	1,017,821
計	217件	344,000,140	1,585,254

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	2件	2,972,303
過払いと過徴収がある件	1件	81,162

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	210件	81.7%
外部	47件	18.3%
計	257件	100.0%

○日本年金機構の平成28年1月分の事務処理誤り一覧(1～23ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号	1～9
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号	10～13
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号	14～28
4. 国民年金徴収関係	7P	整理番号	29～42
5. 年金給付関係	9P	整理番号	43～243

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2013年 11月15日	2015年 9月14日	○年金事務所から問合せがあり確認したところ、資格取得届の処理をする際、健康保険被保険者適用除外承認申請書の提出があったにもかかわらず、健康保険を適用除外せずに処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って作成した健康保険証を回収しました。過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	1,280,100
2	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	山梨	竜王	2009年 9月2日	2015年 10月5日	○事業所から標準報酬月額についての問合せがあり、4月途中入社の被保険者の定時決定は入社月を除いて決定すべきところ、入社月を含めて決定していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、審査時のチェック及び処理結果リストの確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	112,057
3		入力誤り	福島	会津若松	1999年 9月3日	2015年 9月9日	○事業所から標準報酬月額についての問合せがあり確認したところ、算定基礎届の報酬の平均額の入力を誤り、標準報酬月額を誤って決定していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、審査時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	1,363,512
4		通知書等の作成誤り	三重	事務センター	2015年 8月3日	2015年 8月4日	○県外へ所在地変更した事業所から算定基礎届の提出案内が送付されてきたと問合せがあり、県外へ所在地変更済の事業所情報を除外せずに案内を作成していたことが判明しました。 ●それぞれの事業所にお詫び文書を送付しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、抽出情報の確認を徹底するよう周知しました。	15事業所	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
5	厚生年金適用関係届書等の誤り	説明誤り	大阪	淀川	2011年 5月30日	2013年 6月10日	○担当部署で確認を行っていたところ、合算対象期間の確認もれにより、老齢年金の受給資格を満たしているにもかかわらず、特別永住者としての受給資格を満たしていないと誤って説明し、高齢任意加入被保険者資格取得申出書を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、受給資格要件の確認を徹底するように周知しました。	1事業所 1名	過徴収	2,301,123
6	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	八王子	2015年 9月4日	2015年 9月7日	○社会保険労務士事務所から業務を受託していない事業所の被保険者月額変更届が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、社会保険労務士宛に送付する際のチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 3名	-	0
7	厚生年金適用関係届書等の紛失	受理後の書類管理誤り	東京	事務センター	2015年 4月17日	2015年 4月17日	○委託業者から届書の受付件数と入力件数が合わないと報告があり確認したところ、資格取得届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の写しを基に入力処理を行い、決定通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、回付の際のチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 2名	-	0
8			長野	長野南	2015年 7月7日	2015年 8月6日	○届書等の処理状況を確認していたところ、事務センターにおいて算定基礎届及び月額変更届が入力されておらず、届書(磁気媒体)が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●事業所からあらためて届書を提出いただき、処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、受付進捗管理システムによる書類管理の再徹底を周知しました。	1事業所 49名	-	0
9			滋賀	大津	2015年 9月7日	2015年 9月18日	○担当部署で届書の処理状況の確認を行っていたところ、健康保険・厚生年金保険被保険者氏名(訂正)届の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●事業所からあらためて届書を提出いただき、処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、受付進捗管理システムによる書類管理の再徹底を周知しました。	1事業所 1名	-	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
10	保険料調査決定の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2015年 10月16日	2015年 10月22日	○事業所から納付書の再交付依頼があり納付書を作成した際、誤って調査決定前の納付書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい納付書を送付しました。過徴収の保険料は翌月の保険料に充当しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、納付書発行の際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	64,720
11	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	香川	高松西	2015年 11月27日	2015年 12月3日	○事業所から滞納保険料の記載が誤った来所通知書が送付されてきたと問合せがあり、納付済の保険料を含めて通知書を作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、作成した通知書のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
12	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	沖縄	事務センター	2015年 5月21日	2015年 5月28日	○事業所から問合せがあり、委託業者が誤って別の事業所に保険料納入告知額・領収済額通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。事業所にお詫び文書を送付しました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	-	0
13			沖縄	事務センター	2015年 10月20日	2015年 10月22日	○事業所から問合せがあり、委託業者が誤って別の事業所に保険料納入告知額・領収済額通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。事業所にお詫び文書を送付しました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	-	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
14	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2014年 2月17日	2015年 9月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日を1年誤って登録したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い納め過ぎとなっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	187,420
15			宮城	仙台南	2012年 3月2日	2015年 10月29日	○担当部署で国民年金任意加入期間の満了の確認を行っていたところ、任意加入の資格取得処理を行う際に、厚生年金加入期間の計算誤りにより誤った資格喪失予定年月日を登録したため、受給権を満たすための月数が不足していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,590
16	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	石川	七尾	2015年 9月25日	2015年 10月13日	○お客様から問合せがあり、町役場が国民年金資格取得届を誤って作成したため、誤った日付で国民年金の資格取得処理が行われ、厚生年金期間であるにも関わらず国民年金保険料の納付書が送付されていたことが判明しました。 ●町役場の担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い誤って送付された納付書を回収しました。 ●町役場から届出内容の確認を徹底するとの報告がありました。	1名	-	0
17		記録訂正誤り	茨城	土浦	2011年 6月22日	2014年 2月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格取得届进行处理する際に、同姓同名、同生年月日の別人の基礎年金番号で処理していたこと、それにより別人に国民年金保険料控除証明書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、氏名索引を行う際は、氏名と生年月日だけでなく必ず住所まで確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
18	国民年金種別変更届の誤り	入力誤り	神奈川	藤沢	2014年 4月23日	2014年 11月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金記録の補正を行う際に、種別変更の入力を漏らしたため、納付書が送付されず1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、前納保険料を領収することが認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●担当部署において処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	3,250
19			岩手	事務センター	2015年 6月8日	2015年 10月15日	○お客様から問合せがあり、20歳となったお客様の国民年金資格取得届进行处理する際に年金手帳を作成する入力処理を漏らしたため、年金手帳が送付されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●年金手帳を作成し、送付しました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
20	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	記録訂正誤り	福岡	福岡広域事務センター	2014年 5月12日	2015年 5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者資格該当届を処理する際に、事業所が誤って別人の基礎年金番号を記載していたにもかかわらず、審査担当者が訂正等を行わずそのまま入力委託し、委託業者もエラーとなったにもかかわらずそのまま処理したため、別人の記録が訂正され保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において審査内容の確認を徹底するよう周知し、委託業者に対し入力時にエラーとなった届書はそのまま処理せず、確認をするよう周知しました。	2名	誤還付	45,750
21			愛知	事務センター	2015年 9月15日	2015年 11月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際に、同姓同名の別人の基礎年金番号を記入していたこと、それにより別人の国民年金保険料控除証明書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って送付した控除証明書を回収し、正しい控除証明書を送付しました。 ●担当部署において、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
22	国民年金被保険者住所変更届の誤り	記録訂正誤り	北海道	札幌北	2015年 9月18日	2015年 11月9日	○お客様から問合せがあり、市役所が国民年金被保険者住所変更届を受け付けた際に、同姓同名、同生年月日の別人の基礎年金番号を記入していたこと、それにより別人の国民年金保険料控除証明書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って送付した控除証明書を回収し、正しい控除証明書を送付しました。 ●市役所から、氏名索引を行う際は、氏名、生年月日だけでなく必ず住所まで確認を徹底するとの報告がありました。	2名	-	0
23			山口	下関	2015年 4月13日	2015年 11月24日	○お客様から問合せがあり、市役所から国民年金被保険者住所変更届を処理するために基礎年金番号の照会があった際に、同姓同名、同生年月日の別人の基礎年金番号を回答していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、氏名索引を行う際は、氏名、生年月日だけでなく必ず住所まで確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
24	時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の誤り	確認・決定誤り	山口	下関	2014年 1月22日	2015年 7月15日	○遺族年金請求書の審査のため年金記録の確認を行っていたところ、老齢厚生年金の受給権発生以降の3号不整合期間は国民年金の任意加入期間であり、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、誤って第3号被保険者期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い返納処理を行いました。 ●担当部署において、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の処理を行う際は、受給権の有無を確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	27,303
25	国民年金適用関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	東京	事務センター	2015年 11月12日	2015年 11月27日	○年金事務所から問合せがあり、国民年金第1号被保険者種別変更通知書の問合せ先の年金事務所を誤って別の年金事務所としていたことが判明しました。 ●担当部署からお詫び状と正しい問合せ先の年金事務所が記載された種別変更通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の確認項目の複数人によるチェックを徹底するよう周知しました。	192名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
26	国民年金適用関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	愛媛	事務センター	2014年 4月14日	2014年 8月12日	○担当部署で過誤納者整理票の確認を行っていたところ、市役所や町役場から転入の届出がない方について、国民年金被保険者転入事実調査票が提出されていたにもかかわらず、その処理を漏らしたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、前納保険料の納付申出のあったお客様から保険料を領収しました。 ●担当部署において、事象を周知し処理状況の進捗管理を徹底するよう周知しました。	7名	未徴収	45,750
27	国民年金適用関係通知書等の誤交付	誤送付・誤送信	宮崎	宮崎	2015年 9月16日	2015年 9月16日	○担当者が窓口対応後に書類の確認をしていたところ、国民年金の記録が記載された用紙をお渡しする際に、確認不足により別人の記録が記載された用紙をお渡ししていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤ってお渡しした用紙を回収し、正しい記録が記載された用紙をお渡ししました。 ●担当部署において、窓口交付の際は、交付物の氏名等に手を添えお客様に確認をしていただくことを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
28			岐阜	事務センター	2015年 9月29日	2015年 10月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金の加入勤奨りーフレットに誤って年金記録を印字して送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●別人の記録が印字されたチラシを回収しました。 ●担当部署において、チラシの印刷時は同じプリンターで別の業務を行うことを避け、また印刷後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
29	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	高知	高知西	2014年 4月頃	2014年 5月28日	○機構本部から連絡があり、お客様から振替方法を2年前納とした国民年金保険料口座振替納付申出書を受け付けた際に、2年前納による口座振替の提出期限が過ぎていたため、2年前納による口座振替は翌年からのことを説明すべきところ、2年前納の保険料を現金で徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、お客様対応を行う際は対応内容について確認を行い、正しい事務処理を行うよう周知しました。	1名	過徴収	118,180
30		入力誤り	静岡	事務センター	2015年 4月20日	2015年 6月26日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を徴収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を徴収しました。 ●委託業者に対し、処理結果リストのチェックを徹底するよう指導しました。	1名	-	0
31	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の申請期間の処理誤り	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2014年 10月20日	2015年 2月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除納付猶予申請書を処理する際に、免除の承認年度や期間を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、免除の申請年度や期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
32			宮崎	事務センター	2015年 8月24日	2015年 11月9日		1名	未徴収	84,270
33	国民年金保険料還付請求書の誤り	入力誤り	千葉	事務センター	2015年 11月9日	2015年 12月1日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料還付請求書を処理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、振込不能となったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●正しい振込先に振込を行いました。 ●委託業者から処理後のチェックを徹底するとの報告がありました。	1名	未払い	119,700
34	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2015年 7月1日	2015年 7月1日	○担当部署で国民年金後納保険料納付申込書の確認を行っていたところ、申込書を受理した際に後納期限が間近であるにもかかわらず、その場で納付書を発行しなかったため、後納期限を経過し、保険料を納付することができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが納付することが認められなかったため、改めてお詫びしました。 ●担当部署において納付期限の説明を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,880
35	国民年金保険料追納申込書の誤り	説明誤り	大阪	豊中	2014年 3月31日	2014年 4月23日	○担当部署で国民年金保険料追納申込書の確認を行っていたところ、申込書を受理した際に追納可能期間を誤って説明していたこと、それにより追納期限が経過し追納できなくなった期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、追納可能期間については複数人で確認を行うよう徹底しました。	1名	未徴収	14,860
36		通知書等の作成誤り	沖縄	コザ	2015年 1月26日	2015年 4月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際に、納付書の使用期限を65歳の誕生日の前々日までに訂正して交付すべきところ、訂正せずに交付したため、保険料が過誤納となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納保険料の納付書を作成する際は受給資格及び生年月日を確認するよう周知しました。	1名	過徴収	14,750

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
37	国民年金保険料納付書の誤り	通知書等の作成誤り	香川	事務センター	2014年 5月23日	2015年 10月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付書を作成する際に、使用期限を誤って作成したため、保険料が過誤納となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際は複数人による確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	22,560
38	国民年金保険料徴収関係の誤り	確認・決定誤り	岐阜	美濃加茂	2015年 4月6日	2015年 11月18日	○内部監査により、国民年金の督促保険料と延滞金が納付されたため差押解除すべきところ、差押の解除処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●差押の解除処理を行い、差押解除通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、滞納処分の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
39	国民年金徴収関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	山形	山形	2015年 12月22日	2015年 12月28日	○ブロック本部から連絡があり、国民年金保険料の督促状の発行日を誤り、了承された日付ではなく翌日の日付で発行していたことが判明しました。 ●お客様にお詫び文書を送付しました。 ●督促状の取消処理を行いました。 ●担当部署において、通知書等を作成する際は、内容に誤りがないか複数人で確認を徹底するよう周知しました。	72名	-	0
40			東京	立川	2016年 1月20日	2016年 1月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の特別催告状を作成する際に年金事務所の電話番号を誤って記載していたことが判明しました。 ●誤って電話番号が特別催告状に記載された事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤った特別催告状を送付したお客様に、正しい電話番号を記載したお詫び文書を送付しました。 ●担当部署において、通知書等を作成する際は、内容に誤りがないか複数人で確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2,518名	-	0
41	国民年金徴収関係通知書等の誤交付	誤送付・誤送信	京都	中京	2014年 3月28日	2014年 6月6日	○お客様から問合せがあり、確認不足により別人の国民年金保険料の納付書を交付し、お客様がその納付書で保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、納付記録を訂正することです了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書を交付する際は、交付物の氏名等に手を添えお客様に確認をしていただくことを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
42			奈良	桜井	2014年 1月16日	2015年 1月5日	○お客様から問合せがあり、確認不足により別人の国民年金保険料の納付書を送付し、お客様がその納付書で保険料を納付し、別人に保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って還付した保険料を返納していただき、別人の納付書で納付したお客様に保険料を還付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を行うよう周知徹底しました。	2名	誤還付	44,750

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
43	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	1986年 12月20日	2014年 6月11日	○再裁定の審査の際、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額登録漏れにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	2,607
44			大阪	淀川	1989年 9月7日	2014年 6月12日	○事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、本来脱退手当金の支給期間は合算対象期間とすべきところ、厚生年金被保険者期間として算入していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。	1名	過払い	31,000
45			千葉	幕張	1988年 10月頃	2014年 8月8日	●担当部署において、年金請求書の受付時には、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知徹底しました。	1名	-	0
46			岐阜	岐阜北	1995年 4月20日	2014年 12月12日		1名	過払い	1,044,369
47			大阪	今里	2014年 1月27日	2014年 7月29日	○お客様から問合せがあり、障害厚生年金を請求した際、厚生年金の被保険者ではなくなった場合には障害者特例を提出できることの案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。障害者特例請求書を受け付け、被保険者ではなくなった時点で障害者特例を請求したものとして処理を行い、正しい年金の支払が行われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には障害状態の確認を確実に行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	193,250
48			岐阜	多治見	1992年 11月24日	2014年 3月5日	○未支給年金の請求時に、戸籍謄本の生年月日の確認不足による老齢年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部へ協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,079
49			大阪	堀江	2008年 8月7日	2015年 1月7日	○事務センターからの連絡により、戸籍謄本の生年月日の確認不足による老齢年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,473,181
50			新潟	長岡	1987年 2月5日	2014年 5月15日	○事務センターからの連絡により、共済年金の受給記録の確認不足による老齢年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いを機構本部へ協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	160,000

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
51	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	練馬	2000年 3月9日	2015年 6月23日	○再裁定の審査時に、合算対象期間の確認不足により、本来支給できない老齢年金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	857,938
52			熊本	本渡	1981年 12月頃	2014年 9月17日	○再裁定の審査時に、坑内員の特例による受給権の発生要件を満たしていたことに気づかず、老齢年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部へ協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	462,032
53			静岡	浜松東	1991年 8月22日	2013年 8月30日	○再裁定の審査時に、合算対象期間の確認不足から老齢年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部へ協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	370,900
54			広島	三次	1984年 5月1日	2014年 9月18日	●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,980
55			北海道	札幌西	1982年 8月26日	2015年 3月19日		1名	未払い	3,528
56			静岡	浜松東	1981年 5月1日	2013年 3月15日	○再裁定の審査時に、厚生年金記録の確認不足から本来在職中には請求できない若齢老齢年金の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いを機構本部へ協議しました。若齢老齢年金を取消しの上老齢年金を裁定し、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,910,364
57			大阪	市岡	2009年 12月25日	2013年 7月25日	○年金事務所から連絡があり、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権を満たしているにもかかわらず、厚生年金高年齢任意加入を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しブロック本部へ取扱いを協議しました。年金請求書を受付し正しい年金を支払しました ●担当部署において、合算対象期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	未払い	3,386,961
58			奈良	大和高田	2015年 6月29日	2015年 7月29日	○事務センターからの連絡により、配偶者の厚生年金期間の確認を漏らしたため合算対象期間の計算を誤り、本来請求できない老齢年金請求書を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、不足する期間について説明し、年金請求書を返戻し、不足する期間について国民年金任意加入申出書を受付しました。 ●担当部署において、合算対象期間の確認の際には、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
59			茨城	水戸南	2006年 11月22日	2014年 10月14日	○事務センターからの連絡により、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	626,452
60		未処理・処理遅延	東京	八王子	2015年 4月23日	2015年 10月6日	○お客様から問合せがあり、事務センターから年金事務所へ送付された不支給決定通知書をお客様に送付せず保管したままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不支給決定通知書の交付を行いました。 ●担当部署において、本部や事務センターから年金事務所に送付されたものについて、本人への送付の可否について確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
61	老齢年金の第四種被 保険者期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	1987年 4月2日	2014年 5月21日	○遺族年金請求書や再裁定処理の点検時又は機構本部からの連絡により、老齢年金の裁定時の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録を訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	312,706
62			東京	北	2008年 2月22日	2014年 9月4日		1名	過徴収	116,907
63			静岡	島田	1975年 2月5日	2014年 10月21日		1名	過払い	16,038
64			千葉	千葉	1991年 10月頃	2015年 2月2日		1名	過払い	12,663
65			愛媛	松山西	2002年 9月12日	2015年 6月1日		1名	過払い	18,050
66	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2003年 6月19日	2014年 6月6日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日月日を旧農林共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,250
67			栃木	宇都宮東	2002年 7月25日	2014年 9月9日		1名	未払い	5,950
68			長野	松本	2005年 9月1日	2013年 7月12日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日月日を旧三共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
69			長崎	事務センター	2014年 8月14日	2014年 12月5日		1名	未払い	5,750
70			栃木	栃木	2003年 8月21日	2015年 1月15日	○年金記録調査時の確認作業や事務センターからの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	269,253
71			神奈川	高津	2009年 10月15日	2014年 9月10日		1名	未払い	498,699
72			千葉	千葉	1998年 12月27日	2014年 9月11日		1名	過払い	2,744,235
73			北海道	室蘭	1996年 4月4日	2014年 9月18日		1名	未払い	59,666
74			鹿児島	鹿屋	1994年 2月22日	2014年 10月21日		1名	未払い	49,740
75			東京	世田谷	1993年 10月14日	2014年 11月14日		1名	過払い	1,437,500
76			広島	事務センター	2014年 12月11日	2015年 2月16日		1名	過払い	2,100,007
77			栃木	栃木	1996年 9月12日	2015年 3月13日		1名	過払い	2,351,298
78			熊本	本渡	1994年 10月25日	2015年 3月31日		1名	過払い	55,739
79			千葉	幕張	1995年 4月1日	2015年 4月3日		1名	-	0
80			愛媛	事務センター	2010年 2月25日	2015年 4月16日		1名	過払い	12,258
81			東京	中野	1992年 6月20日	2015年 4月20日		1名	未払い	2,785,511
82			宮崎	延岡	1998年 9月1日	2015年 5月27日		1名	未払い	3,751,583
83			東京	品川	1994年 3月3日	2015年 6月1日		1名	過払い	745,416
84			北海道	事務センター	2010年 7月13日	2015年 8月19日		1名	未払い	1,358

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
85	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	北	1983年 10月5日	2015年 1月26日	○未支給年金請求時に年金記録を確認した際、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	81,162
86			静岡	島田	2004年 2月19日	2014年 2月19日	○再裁定の審査の際、老齢年金裁定時に、本来、特別一時金の支給期間を削除すべきところ、国民年金期間として裁定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には国民年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
87			鹿児島	鹿屋	1970年 7月11日	2014年 3月11日	○再裁定の審査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実にを行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	361,715
88			鹿児島	鹿屋	1995年 3月9日	2014年 11月4日		1名	未払い	1,191,099
89			鹿児島	鹿屋	1989年 9月14日	2015年 1月5日		1名	未払い	88,078
90			北海道	室蘭	1980年 5月1日	2015年 2月9日		1名	未払い	1,959,757
91			熊本	八代	1970年 9月5日	2015年 3月16日		1名	未払い	625,195
92			栃木	栃木	1989年 6月1日	2014年 11月26日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の失権処理を行い老齢年金を新たに裁定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,667,329
93			徳島	阿波半田	1980年 8月2日	2015年 5月26日	○遺族年金の請求の際に亡くなった方の老齢年金記録を確認したところ、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認するよう周知徹底しました。	1名	-	0
94			徳島	阿波半田	1989年 12月7日	2015年 6月15日		1名	-	0
95	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2015年 3月16日	2015年 6月12日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金の請求時に繰下げを希望していたにもかかわらず、提出いただく請求書の種類を誤ったことから、お客様の希望していない65歳時点での老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、過払いとなった年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、請求書受付時の書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,503,525
96			大分	大分	2015年 5月1日	2015年 8月5日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、年金相談時にお客様が66歳から老齢年金の繰下げ請求を希望していたにもかかわらず、請求書を提出いただく時期を誤って説明したため請求書の受付が遅れ、未払いが発生したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書受付時の書類の確認を徹底するよう周知しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	232,746

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
97	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	熊本	八代	2013年 1月23日	2015年 7月23日	○共済組合からの連絡により、委託社会保険労務士が年金相談時に全部繰上の説明のみ行い一部繰上の説明を行わなかったことにより、お客様の希望していない全部繰上の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いを機構本部へ協議しました。一部繰上の老齢年金を裁定し過払いについて返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	653,582
98	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	奈良	大和高田	1981年 3月5日	2014年 12月4日	○事務センターからの連絡や紙台帳とコンピューター記録との突き合わせ作業等により、遺族年金の裁定時に配偶者の厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において事象を周知し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	185,622
99			富山	富山	1985年 8月1日	2014年 12月15日		1名	未払い	102,655
100			岡山	倉敷西	1993年 9月頃	2015年 2月27日		1名	未払い	1,818,402
101			栃木	栃木	2002年 8月29日	2015年 4月21日		1名	未払い	812,867
102			静岡	浜松東	2004年 3月17日	2014年 10月28日	○未支給年金の相談の際、遺族年金の裁定時に旧農林共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,560,406
103			埼玉	熊谷	2000年 2月14日	2015年 7月17日	○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。遺族厚生年金の裁定取消及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	46,473
104			群馬	高崎	2001年 8月28日	2010年 11月10日	○お客様からの問合せにより、受給していた障害年金の制度の確認不足から長期要件で裁定すべきところ短期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	3,711,700

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
105	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	1993年 1月21日	2012年 2月3日	○機構本部からの連絡により、年金裁定時に戦時加算記録を誤って登録した状態で、遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	449,090
106			宮崎	都城	2004年 2月26日	2013年 12月17日		1名	未払い	240,268
107			東京	江東	2001年 8月18日	2014年 2月12日		1名	未払い	5,988,718
108			秋田	大曲	2007年 3月29日	2014年 2月25日		1名	未払い	370,336
109			岐阜	岐阜南	1998年 2月5日	2014年 3月14日		1名	未払い	1,355,060
110			愛知	岡崎	2004年 1月6日	2014年 8月11日		1名	未払い	220,249
111			埼玉	越谷	2003年 3月27日	2014年 9月11日		1名	未払い	2,282,336
112			栃木	栃木	2001年 10月18日	2014年 9月30日		1名	未払い	103,232
113			神奈川	横浜中	2005年 1月13日	2014年 12月16日		1名	過払い	108,201
114			静岡	島田	1990年 12月2日	2014年 12月19日		1名	未払い	1,158,184
115			島根	松江	2000年 3月26日	2015年 4月22日		1名	未払い	43,854
116			愛知	名古屋北	2002年 7月4日	2014年 4月14日		1名	未払い	382,999
117			山口	萩	1998年 7月23日	2015年 4月7日		1名	未払い	61,200
118			島根	浜田	1995年 9月14日	2014年 9月12日	○紙台帳とコンピューター記録の突き合わせ作業による再裁定の際、船員保険記録の登録処理を漏らしたまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談・受付時の点検及び年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,078,619
119			神奈川	高津	2004年 5月20日	2014年 10月17日		1名	未払い	60,439
120			三重	尾鷲	1999年 6月10日	2015年 5月20日		1名	未払い	765,544
121			茨城	事務センター	2014年 12月4日	2015年 3月27日	○未支給年金の相談の際、遺族厚生年金裁定時に遺族共済年金の確認を漏らし、遺族厚生年金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時にお客様の年金の受給状況等について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	89,718
122			沖縄	コザ	1995年 11月16日	2014年 12月19日	○機構本部からの連絡により、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足から、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。遺族厚生年金の裁定取消処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
123	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	1976年 2月10日	2015年 4月9日	○未支給年金の相談の際、遺族年金裁定時に遺族共済年金の確認を漏らし、本来支給できない特別寡婦加算を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、過払いとなった年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時や請求時に、お客様の年金の受給状況等について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	764,717
124			山口	宇部	2004年 9月9日	2014年 7月25日	○事務センターからの連絡により、遺族年金裁定時の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	163,301
125	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	長崎	事務センター	2007年 12月27日	2014年 11月10日	○機構本部から問合せがあり、障害基礎年金の受給者から別の障害基礎年金の請求がありましたが、本来併合できない障害等級であるため不支給決定するべきところ、確認不足により前後の障害を併合して裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、額改定報告書の作成及び決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
126		説明誤り	静岡	三島	2015年 6月17日	2015年 6月30日	○障害厚生年金の請求の際に、委託社会保険労務士が、年金記録と初診日の確認不足により本来共済組合へ請求するように案内するべきところ、年金事務所へ請求するように案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、共済組合へ障害年金を請求していただくように案内しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
127	未支給年金に係る誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	2014年 5月12日	2014年 10月3日	○死亡届と未支給年金請求書を受付けた際に、確認不足から別人の基礎年金番号で処理したため、別人の年金が失権し、誤った未支給年金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、受給権者の確認等を徹底するよう周知しました。	2名	その他	299,350
128	死亡一時金に係る誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2014年 8月29日	2015年 1月14日	○死亡一時金の支払データを登録する際に、すでに支払済であるにもかかわらず、支払済の確認を漏らし重複して支払をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、請求書の審査時及び国への支払データ登録時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	220,000
129	加給年金の誤り	確認・決定誤り	高知	南国	2005年 7月15日	2015年 3月16日	○お客様からの問合せにより、年金請求時に加算開始事由該当届の案内を漏らしたことから、配偶者加給金の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、必要な諸変更処理等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,974,503
130			広島	呉	1986年 7月10日	2014年 5月29日	○遺族年金の相談時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足があったため、配偶者状態の登録を誤り、加給年金額及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	2名	未払い	6,256,205
131			大阪	天王寺	2002年 8月23日	2015年 2月24日	○機構本部から連絡があり、老齢年金請求時の加給年金額加算開始事由該当届の案内漏れにより、加給年金額の加算及び振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。届出の案内及び処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や定額部分開始年齢の確認等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	2名	未払い	3,486,024

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
132	加給年金の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1990年 4月1日	2012年 6月8日	○遺族年金等の請求時や紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	302,512
133			埼玉	川越	1999年 3月9日	2013年 5月24日		1名	未払い	367,340
134			神奈川	横浜西	1995年 6月26日	2013年 7月1日		1名	未払い	692,097
135			岐阜	大垣	1991年 7月11日	2013年 11月26日		1名	未払い	454,672
136			石川	金沢北	1996年 3月14日	2014年 2月28日		1名	未払い	172,866
137			広島	広島西	1990年 6月20日	2014年 7月22日		1名	未払い	5,433,983
138			埼玉	川越	2004年 5月13日	2014年 11月14日		1名	未払い	1,138,133
139			岐阜	岐阜北	1999年 7月3日	2014年 11月17日		1名	未払い	1,112,516
140			群馬	前橋	1993年 5月13日	2015年 4月1日		1名	未払い	469,555
141			鹿児島	鹿児島北	2003年 10月2日	2015年 6月16日		1名	未払い	1,789,846
142			岐阜	美濃加茂	1990年 3月21日	2015年 7月3日		1名	未払い	874,254
143	振替加算の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	1995年 5月17日	2013年 9月6日	○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の裁定後にお客様の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、お客様の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,519,435
144			山形	米沢	1994年 6月頃	2014年 7月25日		1名	未払い	4,347,423
145			茨城	土浦	1994年 2月27日	2014年 8月25日		1名	未払い	4,403,316
146			広島	三原	1993年 2月18日	2014年 8月26日		1名	未払い	4,981,975
147			東京	江東	2003年 6月12日	2014年 10月20日		1名	未払い	1,556,889
148			東京	渋谷	1990年 8月頃	2014年 10月20日		1名	未払い	2,963,421
149			静岡	沼津	1995年 11月1日	2014年 10月24日		1名	未払い	1,433,387
150			滋賀	大津	1998年 5月17日	2014年 11月21日		1名	未払い	3,186,235
151			長野	松本	1994年 4月26日	2014年 12月3日		1名	未払い	4,245,131
152			神奈川	高津	1992年 1月20日	2015年 1月7日		1名	未払い	5,183,302
153			宮城	大河原	1995年 2月2日	2015年 1月26日		1名	未払い	3,448,653
154			千葉	佐原	1999年 11月26日	2015年 2月3日		1名	未払い	2,453,916
155			島根	出雲	1991年 2月14日	2015年 4月7日		1名	未払い	3,418,590
156			大阪	大手前	1997年 1月16日	2015年 4月21日		1名	未払い	2,295,094
157			鹿児島	鹿屋	1994年 3月19日	2015年 4月23日		1名	未払い	4,562,085

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
158	振替加算の誤り	確認・決定誤り	愛知	半田	1994年 1月6日	2015年 5月25日	○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の裁定後にお客様の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、お客様の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,647,813
159			長野	長野南	1991年 8月15日	2015年 5月26日		1名	未払い	5,100,925
160			新潟	長岡	1989年 8月3日	2015年 5月28日		1名	未払い	4,913,142
161			愛媛	松山西	1995年 3月20日	2015年 5月29日		1名	未払い	4,281,804
162			大阪	豊中	1994年 1月1日	2015年 6月1日		1名	未払い	4,612,368
163			兵庫	明石	1992年 8月20日	2015年 6月15日		1名	未払い	4,958,062
164			埼玉	春日部	1998年 8月6日	2015年 6月19日		1名	未払い	2,160,901
165			静岡	沼津	1999年 8月28日	2015年 6月23日		1名	未払い	2,857,625
166			千葉	千葉	2002年 9月1日	2015年 6月24日		1名	未払い	2,062,396
167			千葉	千葉	1998年 2月19日	2015年 6月24日		1名	未払い	3,339,832
168			千葉	千葉	1992年 9月27日	2015年 6月30日		1名	未払い	5,032,577
169			千葉	千葉	1998年 8月13日	2015年 6月30日		1名	未払い	3,139,484
170			埼玉	川越	1995年 9月26日	2015年 7月2日		1名	未払い	2,842,441
171			栃木	宇都宮東	2002年 3月9日	2015年 7月28日		1名	未払い	2,223,610
172			新潟	長岡	1994年 6月16日	2015年 7月30日		1名	未払い	4,597,547
173			山口	萩	1995年 11月1日	2015年 4月21日	○事務センターからの連絡により、配偶者の受給する共済年金に加給年金が加算されていないにもかかわらず、お客様の年金に振替加算をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いにの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	1,007,446

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
174	振替加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	2000年 1月3日	2012年 9月28日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,752,300
175			神奈川	横浜西	2002年 9月20日	2013年 4月9日		1名	未払い	714,768
176			福島	平	2002年 3月9日	2014年 1月15日		1名	未払い	499,689
177			神奈川	横浜西	2002年 5月16日	2014年 3月17日		1名	未払い	2,337,505
178			東京	文京	1993年 4月5日	2014年 6月10日		1名	過払い	996,436
179			東京	大田	1988年 4月9日	2014年 9月25日		1名	未払い	4,566,433
180			大阪	枚方	1990年 7月17日	2014年 9月27日		1名	未払い	1,075,950
181			岐阜	岐阜北	2001年 9月30日	2014年 9月29日		1名	未払い	1,314,701
182			東京	板橋	1990年 4月19日	2014年 9月30日		1名	未払い	3,989,700
183			岐阜	岐阜北	1994年 11月29日	2014年 10月28日		1名	未払い	4,298,951
184			大阪	豊中	2003年 3月13日	2014年 11月17日		1名	未払い	1,927,713
185			神奈川	高津	2004年 5月13日	2014年 12月5日		1名	未払い	752,633
186			岐阜	多治見	2009年 1月19日	2014年 12月25日		1名	未払い	753,624
187			神奈川	横須賀	1993年 1月20日	2015年 1月7日		1名	未払い	4,837,891
188			神奈川	厚木	2000年 12月1日	2015年 1月16日		1名	未払い	2,454,526
189			群馬	渋川	1988年 8月2日	2015年 1月23日		1名	未払い	522,048
190			宮城	大河原	1987年 3月16日	2015年 1月27日		1名	未払い	5,256,265
191			千葉	船橋	1993年 4月28日	2015年 1月29日		1名	未払い	3,446,685
192			東京	世田谷	1991年 11月14日	2015年 2月19日		1名	未払い	1,791,999
193			東京	青梅	1990年 4月19日	2015年 2月20日		1名	未払い	4,178,834

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
194	振替加算の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1994年 2月17日	2015年 3月12日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,552,178
195			愛知	名古屋西	2007年 2月25日	2015年 3月20日		1名	未払い	1,215,625
196			神奈川	横浜西	1999年 10月頃	2015年 4月24日		1名	未払い	2,842,447
197			島根	浜田	1990年 9月頃	2015年 4月30日		1名	未払い	4,698,146
198			神奈川	横浜西	1997年 4月頃	2015年 5月11日		1名	未払い	3,626,747
199			宮崎	宮崎	1996年 1月29日	2015年 5月13日		1名	未払い	3,970,822
200			兵庫	姫路	1994年 1月6日	2015年 5月21日		1名	未払い	3,123,914
201			神奈川	横浜西	2001年 1月24日	2015年 5月21日		1名	未払い	2,510,296
202			広島	福山	2010年 1月1日	2015年 5月22日		1名	未払い	606,634
203			神奈川	横浜西	2009年 12月31日	2015年 5月26日		1名	未払い	655,424
204			千葉	船橋	1994年 10月26日	2015年 6月19日		1名	未払い	4,054,931
205			広島	呉	2008年 12月15日	2015年 6月19日		1名	未払い	814,348
206			愛知	瀬戸	1987年 7月23日	2015年 6月22日		1名	未払い	5,256,171
207			東京	中央	2006年 8月5日	2015年 6月30日		1名	未払い	1,211,961
208			大分	大分	1992年 8月6日	2015年 7月6日		1名	過払い	1,010,527
209			広島	広島西	2008年 6月29日	2015年 7月8日		1名	未払い	876,731
210			長野	長野北	1989年 3月30日	2015年 7月13日		1名	未払い	5,207,698
211			長野	長野南	2007年 7月2日	2015年 7月21日		1名	未払い	1,037,997
212			広島	福山	1992年 9月25日	2015年 7月28日		1名	過払い	1,097,747
213			千葉	船橋	2009年 6月18日	2015年 8月7日		1名	未払い	994,447

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
214	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 3月23日	2015年 6月4日	○他グループから照会があり、旧法の老齢年金と遺族年金の選択の際に、誤って新法の遺族年金との選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において年金選択の留意事項について周知徹底しました。	1名	過払い	902,073
215	年金の支払額や支払 時期等の誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	1986年 5月1日	2014年 5月7日	○事務センターから連絡があり、昭和61年法律改正により65歳到達時に厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、過去の取扱いについて担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	669,735
216			三重	松阪	2014年 10月26日	2014年 11月26日	○機構本部からの連絡により、時効の取扱いの確認不足から本来5年以上遡る年金給付及び遅延加算金を支払できないお客様へ誤って支払を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において指導を行うとともに、決裁時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	187,233
217			鹿児島	鹿児島北	1985年 2月頃	2014年 12月25日	○機構本部からの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額と被保険者種別の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部と協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	33,394
218			岡山	倉敷西	1986年 1月頃	2015年 4月21日		1名	未払い	203,268
219	年金の支払保留処理 の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2006年 4月1日	2015年 4月16日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号に住民票コードを収録する際に誤って別人の住民票コードを登録したため、年金の支払が保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、住民票コードの登録時の確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	134,800
220			静岡	島田	2007年 4月6日	2015年 5月20日		1名	-	0
221	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	福岡	小倉南	1996年 8月1日	2014年 8月1日	○事務センターから連絡があり、老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたことにより出力された要再裁定者リストの確認不足から、再裁定が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。再裁定処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、記録の訂正等があった場合に出力される要再裁定者リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	78,624
222			東京	世田谷	2002年 1月22日	2015年 2月24日		1名	未払い	25,999

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
223	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	1995年 6月頃	2014年 6月4日	○遺族年金の請求時や事務センターからの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から機構本部への再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	1,248,170
224			徳島	徳島北	1995年 5月18日	2014年 11月8日		1名	未払い	994,551
225			千葉	幕張	2009年 4月8日	2015年 1月7日		1名	未払い	54,011
226			愛媛	松山西	1990年 8月20日	2014年 4月15日	○機構本部からの連絡により、厚生年金記録と旧令共済期間が新たに判明したことにより標準報酬と受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、標準報酬のみ訂正し再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いを機構本部へ協議しました。再裁定を行い、正しい年金の支払いを確認しました。 ●担当部署において、厚生年金記録判明時に記録補正を行う場合には、受給権発生年月日について再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	813,636
227			新潟	新潟西	2005年 12月9日	2013年 9月25日	○機構本部から連絡があり、再裁定処理の際に標準報酬月額等の入力を誤ったことにより、年金額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正と再裁定を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、記録補正を行う際には複数人でのチェックを徹底しました。	1名	未払い	865,705
228			本部	機構本部 (支払部)	2014年 9月26日	2015年 5月20日	○機構本部から連絡があり、再裁定処理の際、配偶者の死亡記録の登録を漏らしたことによる加給年金の支払の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、過払いとなった年金の返納の処理をしました。 ●担当部署において、記録補正を行う際には複数人でのチェックを徹底しました。	1名	過払い	148,265
229	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	2014年 6月18日	2015年 5月14日	○お客様からの問合せにより、未支給年金の処理時に氏名や住所の確認不足から、別人の振込口座をお客様のものと誤認し振込先金融機関の登録処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、誤って支払われた年金について返納の処理を行うとともに、正しい年金の支払いが完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査の際に振込口座の確認、入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	2名	その他	2,672,953
230			岩手	事務センター	2015年 7月16日	2015年 8月12日	○お客様からの問合せ又は機構本部や金融機関からの連絡により、裁定時や受取機関変更届の処理時に、支店名のフリガナ及び金融機関コードの転記誤りや口座番号の入力誤りにより、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査の際に入力内容を見やすく表示するとともに、入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	59,583

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
231	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2015年 4月15日	2015年 6月15日	○お客様からの問合せ又は機構本部や金融機関からの連絡により、裁定時や受取機関変更届の処理時に、支店名のフリガナ及び金融機関コードの転記誤りや口座番号の入力誤りにより、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査の際に入力内容を見やすく表示するとともに、入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	199,933
232			福岡	南福岡	2015年 5月13日	2015年 6月15日		1名	未払い	154,332
233			和歌山	事務センター	2015年 4月13日	2015年 6月26日		1名	未払い	148,699
234			本部	機構本部 (支払部)	2015年 8月10日	2015年 9月24日		1名	未払い	9,464
235		入力誤り	本部	機構本部 (障害年金業務部)	2014年 5月15日	2015年 3月4日	○お客様から問合せがあり、障害厚生年金の裁定時に、入力委託業者が住所を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金証書を交付しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	-	0
236	年金記録の統合等の誤り	確認・決定誤り	長野	松本	1997年 10月7日	2015年 4月2日	○紙台帳とコンピューター記録の突き合わせ作業により、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時や請求時にはお客様への職歴等の確認を徹底し、年金記録の特定を行うよう周知しました。	1名	過払い	10,364
237		説明誤り	大阪	淀川	2004年 10月1日	2015年 4月20日	○機構本部から連絡があり、再裁定の申出があった際に、厚生年金被保険者記録と厚生年金基金加入記録が重複している場合の取扱いの確認不足から、再裁定による試算額を誤って説明し、申出を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。再裁定の取消処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、試算を行う際には複数人でのチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,500
238	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	三重	尾鷲	2010年 9月8日	2014年 11月10日	○事務センターから連絡があり、厚生年金基金を代行返上した際、基金加入期間が10年未満で対象とならない方について厚生年金基金に加入していた被保険者記録を誤って一般の厚生年金加入記録として補正していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、被保険者記録補正の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	27,381
239	在職支給停止の処理遅延	未処理・処理遅延	本部	機構本部 (基幹システム開発部)	2015年 11月19日	2016年 1月18日	○機構本部内の確認作業において、70歳以上被用者該当届を提出していただいたお客様で旧法の年金受給者のうち、被用者年金一元化法施行に伴い在職支給停止が必要な方について、担当部署間の連携不足により、12月定期支払で支給停止が適切に行われていないことが判明しました。 ●年金が過払いとなったお客様にお詫びの文書を送付し、2月定期支払以降の年金から過払いとなった金額を調整させていただくことをご説明した上で、支給停止処理を行いました。 ●制度改正に伴うシステム対応を行った際の留意事項について、機構内担当者間の連携を密にし、必要な処理を確実に行うとともに、処理結果の確認を徹底するよう周知しました。	161名	過払い	20,456,060

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
240	年金給付関係書類の 送付誤り	誤送付・誤送信	東京	渋谷	2015年 8月31日	2015年 9月9日	○お客様から問合せがあり、年金相談時にお客様からお預かりした書類等をお返す際に、別のお客様の戸籍謄本等を混入させていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した書類を回収しました。 ●誤って交付した書類の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し書類をお返ししました。 ●担当部署において、お客様からお預かりした書類を点検する際には、他の書類等が置いていない専用の机で行うよう周知徹底しました。	1名	-	0
241			東京	北	2015年 6月24日	2015年 9月10日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人記録による年金見込額回答票を交付し、年金請求手続きを案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収、正しい回答票を交付しました。 ●見込額試算時に誤って使用した基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	-	0
242	年金給付関係書類の 作成誤り	通知書等の作 成誤り	滋賀	事務センター	2015年 6月9日	2015年 6月12日	○お客様からの問合せにより、特別障害給付金額改定通知書を作成した際、誤って改定前の金額を入力したため、本来の支払金額と異なる振込金額の通知書を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。正しい改定通知書を発行しました。 ●担当部署において、マニュアルの確認と入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	12名	-	0
243	支払保留の誤り	確認・決定誤り	奈良	大和高田	2016年 1月5日	2016年 2月15日	○お客様から問合せがあり、誤って年金の支払保留が行われていたことが判明しました。 ●市役所から別の方の死亡に関する電話連絡を受けた担当者が氏名・生年月日等を十分確認せず、誤って当該お客様の年金情報を使用して支払保留処理を行ったことによるものです。 ●お客様にお詫びの上、未払いの年金は翌月の支払となることを説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、支払保留を行う際は、氏名・生年月日等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	54,717